

## 凡例

- 一 亀山市史通史編全三編はウェブ版と書籍割付版によって発信・発刊している。
- 一 本編は、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦から明治四年（一八七二）の廃藩置県までを近世とした通史を表わしている。
- 一 本編は、亀山市域を中心とした通史である。しかし、叙述内容によっては、関係する地域の歴史にも言及したところがある。
- 一 引用の原本名等の典拠は、次の鉤括弧で表している。
  - ・一重鉤括弧「原本」「写本」「論文名」
  - ・二重鉤括弧『版本』『現在の出版図書』
- 一 「九々五集」引用の典拠は次のように表記している。
  - ・「九々五集」は、亀山藩領野尻村に住居した大庄屋打田権郎昌克が編集したもので、原本は国立公文書館内閣文庫が所蔵している。また昭和六十一年に亀山市教育委員会が編集し、亀山市が出版した『近世亀山藩大庄屋記録九々五集』がある。
  - ・『近世亀山藩大庄屋記録九々五集』から引用する場合は、『九々五集』とし、巻数・巻題を付けている。
  - ・原本の「九々五集」から引用する場合は、「九々五集」とし、巻数・巻題を付けている。
- 一 「九々五集」以外の原本引用の典拠は次のように表記している。
  - ・『亀山市史通史編 近世』に掲載しているものは、掲載史料と対応できるように、文書群名や、史料番号があるものについては、それとともに（史十番号）で表している。
  - ・『亀山市史通史編 近世』に掲載していないものは、文

書群名と調査時に付けた番号、あるいは文書所蔵者によって付けられている番号で表している。なお、番号がないものは、文書群名だけで表している。

一 記述は、常用漢字・現代かなづかいを原則としたが、固有名詞・歴史用語・慣用的な表記などについてはこの限りではない。

一 難読のものや誤記のおそれのある漢字には、ふりがなを付した。ただし、複数の読み方があるものや、読み方が確定しきれないものについては、ふりがなをつけなかったものもある。

一 年表記のうち、年号のある場合は、年号（西暦）と表記している。

一 人名の敬称は省略している。

一 本文中の写真・図・表は、それぞれで通し番号を付けている。

一 参考文献は巻末に記している。

一 本文の執筆者と執筆分担は巻末に記している。

一 本文では、原史料に記載されている差別的な表現をそのまま引用・叙述している。これは人権問題の理解と差別の解消を図るため、社会のしくみや意識を歴史的に正しく認識することを目的としているからである。

一 亀山市史通史編近世の編さんにあたっては、たくさんの方々と関係機関のご協力をいただいた。ここに改めて厚くお礼を申し上げる次第である。

